

### ～放課後等デイサービス～

昨今、放課後等デイサービスについて耳にすることがよくあります。どのように利用できるのか、制度・サービスについて紹介します。

#### <放課後等デイサービスとは>

学校（小・中・高校）に就学している障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。生活能力向上のための訓練などを提供し、障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりをしています。

#### <利用のために>

放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用するには自治体が公布する「受給者証」という証明書が必要となります。これがあれば療育手帳をお持ちでないお子さんも原則 1 割の自己負担で利用することができます。受給者証には保護者と児童の住所、氏名、生年月日、サービスの種類、その支給量（福祉サービスを利用できる日数や時間数）が記載されています。「20 日／月」と書かれてあれば一月あたり最大 20 日まで利用することができます。支給量についてはお子さんの様子やニーズに応じて自治体が決定します。申請の際に提出する「障害児利用計画案」にどれくらいの利用を必要としているか記載し申請します。この計画案は自治体から相談支援事業者を紹介してもらい依頼して作成する方法と、保護者や支援者が作成するセルフプランがあります。これらの手続きを行い受給者証が公布されたら事業所との契約となります。